

熊谷市独自事業により



保育料完全無償化が始まります

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、本市独自の施策として、0歳児から2歳児の保育料を完全無償化し、子どもを産み育てやすい環境を整備します。

※ 行事費、教材費、通園送迎費などの実費は、これまでどおり保護者の負担となります。

0歳から2歳児クラス

令和6年度まで

住民税非課税世帯 → 無償

上記以外の世帯 → 有償

※ 所得や多子要件等によりすでに無償となっている場合があります。

令和7年4月分から

0歳から2歳児全員 → 無償

3歳から5歳児クラス

国の無償化制度により 無償 となります。

※ 行事費、教材費、通園送迎費などに加えて、給食費は保護者の負担となります。

第三子以降の児童

埼玉県及び熊谷市が実施する多子軽減事業により 無償 となります。

同一世帯で生計を同じとする3人以上のお子様がいる世帯において、きょうだいの年齢を問わず3人目以降に該当する3号認定の児童の保育料はこの事業により免除します。

保育料（無償化前）等の算定について

保護者の市民税所得割額の合計額 ※ 及び認定区分を「利用者負担金基準額（月額）表」に当てはめて算出します。

※ 市民税が未申告の方は仮の額で算定しています。税の申告等をした場合は保育課までお申出ください。

※ 父母の市民税額（住宅借入金等特別控除、配当控除、寄附金税額控除等の適用前の所得割額）の合計額です。ただし、父母の収入の合計が103万円未満の場合、同居祖父母等のうち、収入の多い方の市民税額を加えて算定します。

※ 副食費免除対象の判定（3歳から5歳児）、各種補助金申請等の算定基礎となります。

保育料等の算定基礎の切替え時期

市民税の年度切替えに伴い、毎年9月に保育料等の算定の再計算があります。

令和7年度	算定の根拠となる市民税額
4月から8月分	令和6年度
9月から3月分	令和7年度



給食費について（3歳から5歳児クラス）

3歳から5歳児クラスの児童は、給食費が保護者負担となります。

公立保育所の給食費は、主食費 700円、副食費 4,500円です。民間保育施設は、各施設ごとに金額が異なりますので、利用する施設の案内をご確認ください。



施設の種類	納入先	納入方法等
公立保育所 （熊谷市内）	熊谷市	口座振替にて納入してください。手続きがお済みでない方は、お早めに取り扱金融機関にて手続きをお願いします。 ※口座から引落としができなかった場合は、再引落としは行いません。速やかに保育課、各行政センター福祉担当係又は利用する保育所へ納入してください。
公立保育所 （熊谷市外）	保育所のある 市区町村	熊谷市の基準により算定しますが、納入方法・期限については、利用保育所のある市区町村からの案内に従ってください。

※ 民間保育園、認定こども園、地域型保育施設の給食費は各施設に納入いただきます。納入方法、納入期限等については利用する施設の案内に従い、納入してください。

公立保育所給食費の納入期限（口座振替日）

4月分	4月30日(水)	5月分	6月2日(月)	6月分	6月30日(月)	7月分	7月31日(木)
8月分	9月1日(月)	9月分	9月30日(火)	10月分	10月31日(金)	11月分	12月1日(月)
12月分	12月25日(木)	1月分	2月2日(月)	2月分	3月2日(月)	3月分	3月31日(火)

※ 納入期限（口座振替日）は、毎月月末（ただし、12月は25日）です。月末が金融機関の休業日（土日祝日）にあたる場合は、翌営業日となります。

副食費の免除について

次の(1)又は(2)のどちらかに該当する場合、副食費（おかず・おやつ等）が免除となります。
対象者には別途通知します。

(1) 年収360万円未満相当世帯の児童

1号：所得割額 77,101円未満

2号：一般世帯・・・所得割額 57,700円未満

ひとり親世帯・・・所得割額 77,101円未満

(2) 第三子以降の児童

第三子の考えかた

1号：小学校3年生以下の兄弟でカウント 2号：小学校就学前の兄弟でカウント



次の場合は速やかに保育課にお申出ください。

- ・ 保育の必要性の変更（転職・退職・就職・休職、次子の妊娠など）
- ・ 世帯状況の変更（婚姻・離婚・転居・同居者の増減など）
- ・ 市民税額の変更

